

## 質疑・回答書

告示番号	豊中市上下水道局告示第48号	件名	令和元年度猪名川流域下水道原田処理場1・2系場内配管布設工事(No.3)
No	質疑事項	回答	
1	土砂仮置場の位置をご教示ください。	当処理場西側の3系水処理施設増設予定地(更地)です。	
2	原田処理場における作業時間の制限はありますか。	処理場内の作業時間は平日9:00~17:00です。 上記以外の時間帯に作業される場合は監督職員との協議になります。	
3	最終沈澱池・塩素混和池流入管箇所親杭・横矢板土留工及びライナープレート箇所において、地下水位の変動等により、地盤改良工等の補助工法が必要と考えられる場合は設計変更協議は可能ですか。	地下水位の変動により施工が不可能な場合、設計変更協議の対象とします。	
4	最終沈澱池・塩素混和池流入管箇所の土留工箇所において、既設構造物(管廊)を利用した山留工で計画されておりますが、土留構造計算上問題ないとお考えですか。	問題ないと考えております。	

5	上記の土留構造計算等に問題があると考えられる場合は、設計変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	詳細な現地調査及び検討を実施した上で、既設構造物に影響が出る恐れがあると判断した場合、設計変更協議の対象とします。
6	鋼矢板の打設において、パイプロハンマ施工で計画されておりますが、既設構造物への影響が有りと判断された場合、工法の設計変更協議は可能ですか。	当処理場ではパイプロハンマでの施工実績があり、施工上問題ないと考えております。ただし、施工の際に詳細な現地調査及び検討を実施した上で、既設構造物に影響が出る恐れがあると判断された場合、設計変更協議の対象とします。
7	鋼矢板引抜きに伴う、既設・新設構造物への影響が考えられる場合、その対策工については設計変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	詳細な現地調査及び検討を実施した上で影響が考えられると判断した場合、設計変更協議の対象とします。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075  
 FAX 06-6858-7225  
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp